

ご契約の際には、「契約締結前交付書面<契約概要／注意喚起情報>・特別勘定のしおり」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧いただき、大切に保管してください。

「契約締結前交付書面<契約概要／注意喚起情報>」「ご契約のしおり・約款」はご契約についての重要事項・必要な保険の知識等について、「特別勘定のしおり」は特別勘定の運用方針・投資対象についてご説明しております。

【「ご契約のしおり・約款」記載事項の例】

- クーリング・オフ(お申込みの撤回またはご契約の解除)制度について
- 責任開始期について
- 死亡保険金をお支払いできない場合について
- 特別勘定について
- お客さまにご負担いただく費用について
- 解約・一部解約について

【「特別勘定のしおり」記載事項の例】

- 特別勘定について
- 投資対象となる投資信託(特別勘定で組み入れる投資信託)に関する詳細な内容

〈募集代理店からのご説明事項〉

- 今回の保険募集に関する募集代理店とお客さまの取引が、募集代理店におけるお客さまに関する業務に影響を与えることはありません。
- 募集代理店はこの商品の引受保険会社であるクレディ・アグリコル生命保険株式会社の支払能力を保証するものではありません。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によっては当代理店では個人年金保険をお申込みいただけない場合があります。

この商品のご購入に際しては、必ず変額保険販売資格を持つ担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

■ 生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法にもとづき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。担当者(生命保険募集人)はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行うものであり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

■ 変額個人年金保険の販売資格について

変額個人年金保険の販売資格は(社)生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し(社)生命保険協会に変額保険販売資格が登録された者のみが募集を行うことができます。なお、当社の生命保険募集人の資格、権限等に関する確認をご希望される場合は、クレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンター(フリーコール/0120-60-1221)までお問合せください。

■ 「生命保険契約者保護機構」について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額等が削減されることがあります。詳細につきましては、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

<生命保険契約者保護機構> 03-3286-2820 ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

変額個人年金保険「ラヴィエヴェール」はクレディ・アグリコル生命保険株式会社を引受保険会社とする個人年金保険(生命保険)です。預金ではありませんので、預金保険制度の対象ではありません。

(社)生命保険協会「生命保険相談所」(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

【募集代理店】

TOKYO STAR BANK **東京スター銀行**

〒107-8480 東京都港区赤坂1-6-16

0120-330-655

(平日 9:00~21:00 土日祝 9:00~17:00 年末・年始を除く)

ホームページ <http://www.tokyostarbank.co.jp>

【引受保険会社】

クレディ・アグリコル生命保険株式会社

〒105-0021 東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル
カスタマーサービスセンター / ☎0120-60-1221
Webサイト <http://www.ca-life.jp/>

【引受保険会社】

CA CRÉDIT AGRICOLE LIFE INSURANCE
クレディ・アグリコル生命

【募集代理店】

TOKYO STAR BANK
東京スター銀行

あなたの明るい未来を願って…。

ラヴィエヴェール
La Vie est Belle

変額個人年金保険

NIKKEI225
(参照資産)日経平均株価

募集期間 2010年3月10日(水)~2010年3月31日(水)

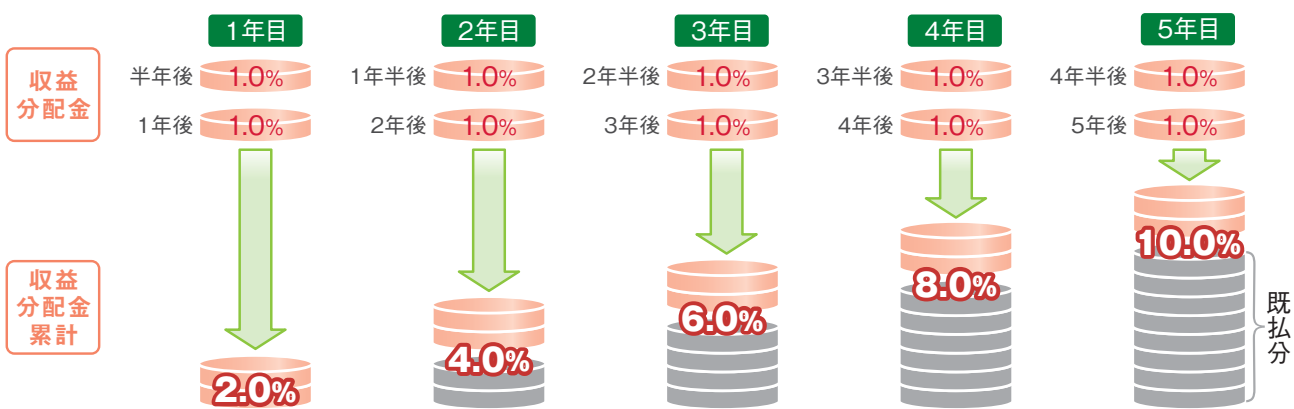
特別勘定グループ:J1004N

この商品はクレディ・アグリコル生命を引受保険会社とする**個人年金保険(生命保険)**であり、**預金とは異なります。**

ラヴィエヴェールのしくみと特徴

point 1 定期的に収益分配金を受け取れます

一時払保険料相当額に対して年2.0%の収益分配金を半年ごとに受け取れます。



*基本保険金額は収益分配金支払い後も変更はありません。
*早期償還した場合は、その後の収益分配金は支払われません。収益分配金の再投資は行いません。

point 2 約5年後に年金資産の確保を目標とします

収益分配型特別勘定の償還時に一時払保険料相当額を確保することを目標に運用します。

早期償還 収益分配型特別勘定は、運用開始の約3年経過後から半年ごとの判定日に早期償還するか否かが判定されます。判定日に日経平均株価終値がスタート株価以上の場合、**一時払保険料相当額を確保して早期償還します。**

満期償還 早期償還しなかった場合、約5年で満期償還となり一時払保険料相当額を確保します。
ただし運用開始の約3年経過後からの判定期間に、一度でも日経平均株価終値がスタート株価の60%以下になった場合、収益分配型特別勘定の満期償還時の積立金額は一時払保険料相当額を下回るおそれがあります。

	収益分配金支払日	早期償還判定日
1年目	2010年10月18日(月)	-
	2011年4月18日(月)	-
2年目	2011年10月17日(月)	-
	2012年4月16日(月)	-
3年目	2012年10月16日(火)	-
	2013年4月16日(火)	2013年4月16日(火)
4年目	2013年10月16日(水)	2013年10月16日(水)
	2014年4月16日(水)	2014年4月16日(水)
5年目	2014年10月16日(木)	2014年10月16日(木)
	2015年4月16日(木)	-

*上記スケジュールは2010年2月9日現在のものです。法令などの変更により祝日日が変更された場合は、この限りではありません。

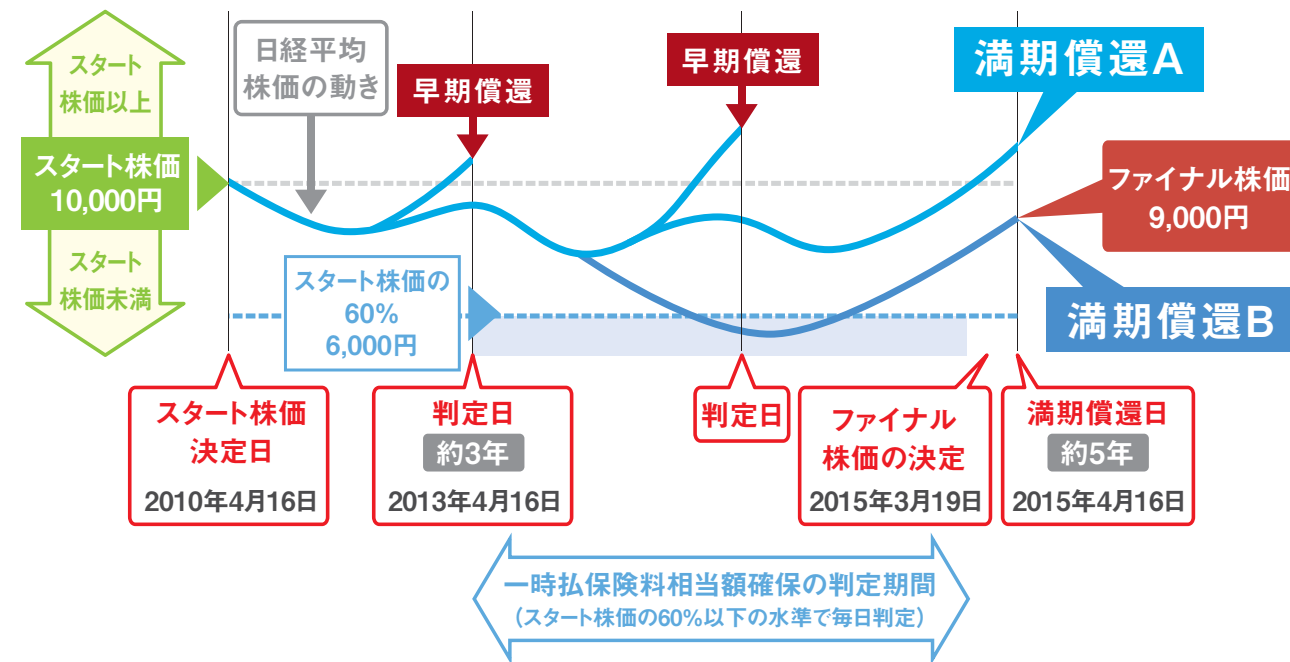
⚠️ ご注意いただきたい事柄

- 特別勘定マネープールCAで積立金を運用する場合、運用収益率が年率0.86%未満のときは1保険年度180日までの保険関係費用は運用収益率相当額を上限としますが、それ以降は通常の保険関係費用が積立金から差し引かれます。そのため多くの場合、積立金額は減少します。
- 償還した積立金をお受取りになる場合は、所定のお手続きを行っていただく必要があります。
- 特別勘定の運用状況によっては目標とする収益分配金額、収益分配型特別勘定の償還時の積立金額を確保できない場合があります。

詳細は P8

収益分配型特別勘定の償還について

【イメージ図】スタート株価10,000円、ファイナル株価は9,000円とします。一部解約があった場合を想定していません。



*上記の図はイメージ図であり、将来の積立金額、年金額等を保証するものではありません。

スタート株価 → 2010年4月14、15、16日における日経平均株価終値の平均値
ファイナル株価 → 2015年3月17、18、19日における日経平均株価終値の平均値
(小数点第5位を四捨五入し小数点第4位まで算出)

償還時の積立金額の計算例

【設定条件例】一時払保険料⇒1,000万円。その他の条件は上記の図のとおり。一部解約等があった場合を想定していません。

早期償還 一時払保険料相当額を確保します
満期償還A 償還時の積立金額=1,000万円

満期償還B 一時払保険料相当額は確保されません
判定期間に日経平均株価終値が一度でもスタート株価の60%以下になり満期償還となった場合、収益分配型特別勘定の償還時の積立金額は、スタート株価に対するファイナル株価の割合が反映されます。

$$\text{償還時の積立金額} = 1,000 \text{万円} \times \frac{\text{ファイナル株価 } 9,000 \text{円}}{\text{スタート株価 } 10,000 \text{円}} = 900 \text{万円}$$

⚠️ ご注意いただきたい事柄

- 償還した積立金をお受取りになる場合は、所定のお手続きを行っていただく必要があります。
- 日経平均株価終値が判定期間に一度でもスタート株価の60%以下になり満期償還となった場合、収益分配型特別勘定の積立金額はスタート株価に対するファイナル株価の割合が反映されるため、**約5年後の積立金額および年金原資額が一時払保険料相当額を下回るおそれがあります。**
- 収益分配金額、償還時の積立金額は収益分配型特別勘定の運用成果によるものです。収益分配型特別勘定の運用状況により積立金額が一時払保険料相当額を下回った場合でも、当社が収益分配金額、一時払保険料相当額を保証するものではありません。資産運用の成果とリスクは契約者に帰属します。

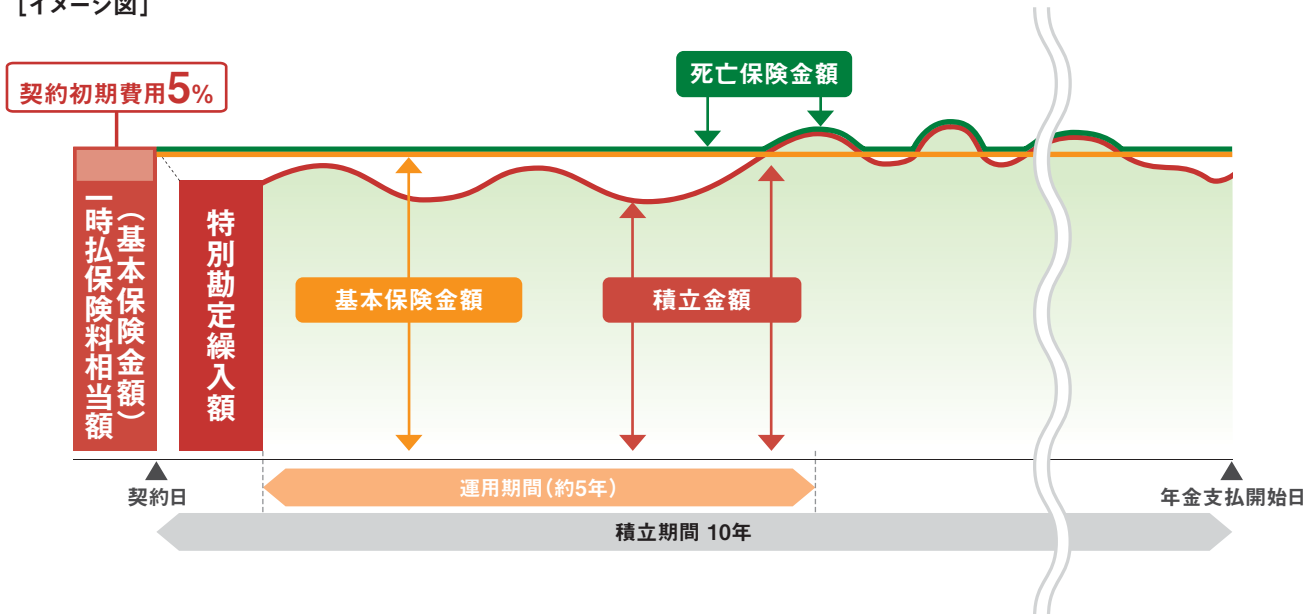
ラヴィエヴェールのしくみと特徴

point 3 万が一の場合には死亡保障があります

積立期間中(10年)の死亡保険金額は、基本保険金額(一時払保険料相当額)を最低保証します。

積立期間中に被保険者が亡くなられた場合、「亡くなられた日の積立金額」または「基本保険金額(一時払保険料相当額)」のいずれか大きい金額を死亡保険金額としてお受取りになれます。一部解約をしている場合は、一部解約後の基本保険金額が最低保証されます。

[イメージ図]



*上記の図はイメージ図であり、将来の積立金額、年金原資額、年金額等を保証するものではありません。
*上記の図は一部解約等があった場合を想定しておりません。

▶ 解約・一部解約について

年金支払開始日前に、ご契約の解約または一部解約をして解約払戻金をお受取りになれます。解約控除はありません。一部解約は10万円以上1万円単位でお取扱いします。

⚠ 解約・一部解約についてご注意いただきたい事柄

- 解約払戻金額は解約日の積立金額となります。解約払戻金額に最低保証はありません。
- 特別勘定の運用実績によっては解約払戻金額、または一部解約の解約払戻金額および年金原資等の受取総額が、一時払保険料相当額を下回ることがあります。
- 一部解約をされた場合は、基本保険金額は、一部解約日の積立金額に対する一部解約払戻金額の割合に応じて減額されます。

一部解約後の基本保険金額＝

$$\text{一部解約前の基本保険金額} \times \left\{ \frac{\text{一部解約日の積立金額} - \text{一部解約払戻金額}}{\text{一部解約日の積立金額}} \right\}$$

- *死亡保険金額は基本保険金額が最低保証されます。また、収益分配金は基本保険金額に対して定率の金額が支払われます。一部解約をした場合、基本保険金額が減額されますので、死亡保険金額の最低保証および、収益分配金額は減額されます。一部解約をしていない場合は基本保険金額と一時払保険料相当額は同額となります。
- 一部解約は一部解約後の積立金残高が100万円以上ある場合に取扱いします。

▶ 積立金額の推移について

- 積立金額は、契約時に一時払保険料から契約初期費用が差し引かれること、および商品の性質上、一時払保険料相当額より低い評価額で推移する場合があります。
- 収益分配型特別勘定は収益分配金を受け取りながら、償還まで保有し、償還時に一時払保険料相当額を確保することを目標に運用します。解約・一部解約は、その時点の積立金額によりますが、償還時の積立金額は、運用途中の積立金額にかかわらず、一時払保険料相当額を確保する条件を満たせば、一時払保険料相当額が確保されます。

一時払保険料相当額を確保する条件について 詳細は [▶ P3](#)

▶ 年金支払移行特約 3年経過後から年金受取が可能です

積立金の全部または一部を年金基金として設定し、年金(確定年金)としてお受取りになれます。

- 年金基金の設定時期:契約時より3年経過以降、主契約の年金支払開始日の前日まで
- 選択できる年金種類:確定年金(支払期間:5年、10年、15年、20年、25年、30年、36年)
- 移行年金額:年金額10万円以上3,000万円まで

収益分配型特別勘定の償還時の積立金を年金で受け取る場合は、年金支払移行特約を付加します。この場合、選択できる年金は確定年金(支払期間:5年・10年・15年・20年・25年・30年・36年)のみです。

⚠ 年金支払移行特約についてご注意いただきたい事柄

- 年金のお支払中、年金管理費用が支払年金額に対して1%控除されます。
- 年金基金設定後は年金基金相当額が一般勘定に振り替えられ、特別勘定による運用は行いません。
- 積立金の一部で年金基金を設定する場合、設定後の積立金額が100万円を下回る場合には年金基金を設定できません。
- 積立金の一部を年金基金にした場合、この契約の基本保険金額は、年金基金として設定した金額を一部解約したものとみなして計算されます。
※基本保険金額が減額されますので、死亡保険金の最低保証額および収益分配金は減額されます。
- 年金額が3,000万円を超える場合は、年金額は3,000万円となり、3,000万円を超える部分の積立金額を一括で年金支払開始日にお支払いします。

死亡保険金をお支払いできない場合について

- 次のような場合には死亡保険金をお支払いできないことがあります。
 - ・責任開始日からその日を含めて2年以内に被保険者が自殺した場合や死亡保険金受取人または保険契約者の故意により被保険者を死亡させた場合
 - ・死亡保険金を詐取る目的で事故を起こしたとき等重大事由により保険契約が解除された場合
 - ・保険契約について詐欺の行為があった場合や、死亡保険金の不法取得目的があり保険契約が取消しもしくは無効になった場合
- 死亡保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - ・戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは死亡保険金を削減して支払うことがあります。ただしこの場合でも、死亡時における解約払戻金額を下回ることはありません。

遺族年金支払特約

死亡保険金額の全部または一部を一括受取に代えて遺族年金(確定年金)としてお受取りになれます。

- 死亡保険金受取人は死亡保険金を確定年金でお受取りになれます。
- 年金受取期間は5年・10年・15年・20年・25年・30年・36年から選択できます。
- この特約を付加しても死亡保険金受取人からお申し出いただければ一括でもお受取りになれます。

詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

年金種類について

年金種類		年金支払開始年齢
確定年金	あらかじめ定めた一定期間、年金をお支払いします。 【年金支払期間】5・10・15年	10歳～90歳

*ご契約時には確定年金を選択していただきます。保証期間付終身年金、保証期間付夫婦年金を希望される場合は、ご契約後にカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。ただし、保証期間付終身年金および保証期間付夫婦年金での年金受取は積立期間終了後に限り可能です。

⚠️ ご注意いただきたい事柄

- ご契約時において年金額は確定していません。
- 将来お受取りになる年金額は、年金原資額にもとづき、年金支払開始日の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)により計算します。

📖 参考データ1

過去の日経平均株価にもとづくシミュレーション ～償還までの期間と各期間のデータ数～

【前提条件】

- 1995年2月から2005年1月まで、ラヴィエヴェールの収益分配型特別勘定の運用手法で、毎月末に運用を開始したと仮定。
データ数：120
- スタート株価は各月末の日経平均株価終値

償還までの年数	早期償還				満期償還
	3年	3.5年	4年	4.5年	5年
データ数	46/120	2/120	3/120	7/120	62/120

【償還までの平均期間】 約4.154年

【判定期間に一度でもスタート株価の60%以下になり満期償還したデータ数】 45データ

*上記データは、日次の日経平均株価終値(ブルームバーグ)にもとづきクレディ・アグリコル生命が作成したものです。

*過去データにもとづくシミュレーション結果であり、償還年数を予測・保証するものではありません。

📖 参考データ2

ご参考：日経平均株価の推移(月末ベース)



特別勘定について

⚠️ この商品の投資リスクについて

この商品は一時払保険料から契約初期費用を控除した額を特別勘定で運用し、特別勘定の運用実績によって年金原資額、解約払戻金額、死亡保険金額、および積立金額が変動(増減)するしくみの保険商品です。

特別勘定における資産運用は、主に国内外の株式、債券等に投資をする投資信託を通じて行われるため、投資対象である資産の種類に応じて以下のリスクがあり、運用実績によっては契約者がお受取りになる年金原資額や解約払戻金額が一時払保険料相当額を下回り、契約者が損失を被ることがあります。

これらのリスクは契約者に帰属しますのでご注意ください。

① 価格変動リスク

主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、有価証券の市場価格の変動により積立金額は減少する可能性があります。

② 信用リスク

主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、当該有価証券の発行体の経営・財務状況が悪化した場合、株式や債券などの価格が下落し、特別勘定の積立金額は減少する可能性があります。この商品の場合、収益分配型特別勘定が投資する投資信託に内包する円建債券の発行体の信用状況の変化等によっては、当初目標とする収益分配金額や償還時の積立金額を確保できない場合があります。

③ 流動性リスク

主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、有価証券を売買する場合に期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、特別勘定の積立金額は減少する可能性があります。

④ 金利変動リスク

主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、金利の変動により積立金額が変動します。一般に市場金利が上昇する場合には債券の価格が下落し、債券を運用対象として含む特別勘定の積立金額は減少する可能性があります。

特別勘定の種類と運用方針

次の特別勘定で運用されます。

タイプ	種類	特別勘定名	特別勘定の運用方針・主なリスク	主な投資対象となる投資信託名	投資信託の運用会社等	運用関係費用
単位型	収益分配型	単位型 J1004	主として日経平均株価の水準により償還価格および償還時期が決定される円建債券を主な投資対象とした投資信託に投資することにより、定期的な収益分配金の確保と、一定条件のもとで一時払保険料相当額を確保することを目指した運用を行います。 ●価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク等があります。	株価指数トリガー付 収益分配ファンド 2010-04 LVEB 適格機関投資家限定	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント 株式会社	年率 0.378% (税込)
追加型	金融市場型	マネー プール CA	円建の預貯金、短期金融商品等を中心に投資することにより、安全性、流動性に充分配慮した安定的な運用を行います。 ●金利変動リスク等があります。	クレディ・アグリコル生命による運用になります。		運用関係費用はかかりません。

- 特別勘定には、主に単位型証券投資信託で運用を行う単位型タイプとそれ以外で運用を行う追加型タイプがあります。
- 単位型タイプの特別勘定は、運用する単位型証券投資信託の設定に応じて、特別勘定設定号が定められます。それぞれの設定号ごとに募集期間が定められます。
- 一時払保険料はクーリング・オフ期間を経過した後、特別勘定マネープールCAに繰り入れられます。この積立金は、収益分配型特別勘定の設定日に収益分配型特別勘定に移転されます。この場合の移転に費用はかかりません。
- 収益分配型特別勘定の運用期間中にスイッチング(積立金の移転)を行うことはできません。
- 運用関係費用は、2010年2月9日現在のものであり、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。特別勘定の運用関係費用の詳細は、「特別勘定のしおり」でご確認ください。

*日経平均株価：日本の株式市場を代表する株価指数の一つで、東京証券取引所第一部上場銘柄で市場を代表する225銘柄を対象に算出します。日経平均株価に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。日本経済新聞社はこの商品の運用成果等を保証するものではなく、一切の責任を負いません。

運用会社 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

運用会社のビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社は、ビー・エヌ・ピー・パリバグループの資産運用部門における日本の現地法人として平成10年11月に設立されました。投資信託をはじめ、金融機関、年金基金等の資金を幅広く運用しております。投資顧問会社のビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスは、ビー・エヌ・ピー・パリバグループの資産運用部門におけるフランスの本拠地であり、株式ファンドに加え、債券ファンド、リスク限定型・軽減型ファンド、マネーマーケットファンド等の様々なファンドの運用を行っております。

特別勘定マネープールCAについて

早期償還、満期償還時の積立金は、自動的に特別勘定マネープールCAに移転します。

特別勘定マネープールCAで積立金を運用する場合、運用収益率が年率0.86%未満のときは1保険年度180日までの保険関係費用は運用収益率相当額を上限としますが、それ以降は通常の保険関係費用が積立金から差し引かれます。そのため多くの場合、積立金額は減少しますのでご注意ください。

特別勘定マネープールCAの収益率	保険関係費用
年率0.86%以上の場合	年率0.86%
年率0%以上0.86%未満の場合	収益率と同額
年率0%未満の場合	年率0%

収益分配型特別勘定で投資する投資信託(ファンド)について

収益分配型特別勘定の投資するファンドのポイントと留意点

- ①原則として1年に2回、一時払保険料相当額に対し定率の収益分配金をお支払いします。
- ②判定日(設定日の約3年経過後からの毎年4月16日と10月16日。休日の場合は翌営業日)の日経平均株価終値が繰上償還基準以上であれば一時払保険料相当額を確保する価額で繰上償還します。(ファンドが繰上償還することにより、収益分配型特別勘定は早期償還します。)
- ③繰上償還せずに満期償還となる場合、条件付で一時払保険料相当額を確保する価額で償還します。

⚠️ ご注意いただきたい事柄

- 満期償還時に条件を満たさない場合等は、一時払保険料相当額を確保する価額を割込むことがあります。
- ファンドが投資する円建債券の発行体、もしくは保証を与える金融機関の信用状況の変化等によっては目標とする収益分配金額や償還価額を達成できない場合があります。
- この商品を解約した場合、すでに受け取られた収益分配金を考慮しても一時払保険料相当額を確保する価額を下回る可能性があります。

収益分配型特別勘定の投資するファンドの投資対象

- 原則として2010年2月9日現在においてA-格(スタンダード&プアーズ社)以上またはA3格(ムーディーズ社)以上のいずれかの格付を有する発行体もしくは同等以上の格付を有する金融機関が保証を与える発行体が発行する円建債券に投資します。当該円建債券は、ユーロ市場(自国内取引以外に海外で行われる通貨取引の場)で発行されます。
- 信託期間中、投資債券の銘柄入替は原則として行いません。組み入れた債券が償還されるまで保有することを基本とします。
- ファンドは当該債券を可能な限り高位に組み入れる予定ですが、一部コール・ローンなどの短期金融資産を組み入れる場合もあります。

円建債券の発行体は以下を予定しております。

ドイチェバンク・アーゲー・ロンドン支店
(Deutsche Bank AG London Branch):
ドイチェバンク・アーゲー・ロンドン支店は、ドイツ銀行グループの親会社であるドイチェバンクのロンドン支店です。同社は、英国において法人・機関投資家向けビジネスのほか、富裕層顧客向けの資産運用等総合的な金融サービスを提供しています。ドイツ銀行グループは、強い財務基盤と高い信用力、優れた金融テクノロジーを積極的に活用することで、リテール・バンキング、プライベート・バンキング、証券・投資銀行、コーポレート・バンキング、資産運用等幅広い金融業務を展開する、世界でも有数のユニバーサル・バンキング・グループです。
ドイツ銀行グループの親会社であるドイチェバンクは、1870年に産業革命をほぼ達成したドイツのベルリンで設立されて以来、欧州や世界の時代の変遷の中、海外支店の設立や国際業務の基盤の拡充、イタリア、スペイン、英国およびアメリカにおける大手銀行の買収などを通じて、グローバルな総合金融機関へと発展しました。さらに、2001年10月にはニューヨーク証券取引所に株式を上場しています。ドイチェバンクの格付は、A+格(スタンダード&プアーズ社)、Aa1格(ムーディーズ社)(2010年2月9日現在)です。

発行体の選定方法

円建債券の発行体を選定する際は、運用の委託先であるビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社が、複数社(通常3社~5社程度)を招いた入札により、グループ会社を優先することなく、信用力を含めファンドにとって最も有利な条件(価格)であると判断した発行体を選定します。

ファンドの主な投資リスクおよび留意点

ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、下記のリスクを原因として損失が生じ投資元本を割り込むおそれがあります。

以下に記載する投資リスクおよび留意点は「特別勘定のしおり」の記載事項を中心に当社で要約したものであり、ファンドにかかるすべてのリスクおよび留意点を網羅するものではありません。

投資リスクの詳細は「特別勘定のしおり」にてご確認ください。

ファンドは、全信託期間(ファンドで運用する期間。繰上償還または満期償還まで)にわたってご投資いただくことを前提として設計しておりますので、信託期間中の途中換金による売買差益の追求等には適していません。

特別勘定についての詳細は「特別勘定のしおり」をご覧ください。

投資リスク

① 価格変動リスク

- ファンドが主要投資対象とする円建債券は、日経平均株価の下落および金利の上昇、当該債券の発行体の財務状況の悪化等により、価格が値下がりするリスクがあります。当該債券の価格が値下がりした場合、ファンドの基準価額が下落、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。
- ファンドは、日経平均株価の水準が一定条件を満たした場合のみ、繰上償還時および満期償還時に一時払保険料相当額を確保するしくみとなっております。したがって、その他の信託期間中においては、一時払保険料相当額の確保が保証・約束されているものではなく、年金商品としての積立金額は一時払保険料相当額を下回っている場合があります。

② 信用リスク

- ファンドが主要投資対象とする円建債券は、その発行体や保証を与える金融機関の倒産または財務状況の悪化等によって当該債券の利息や償還金を支払うことができなくなる(債務不履行=デフォルト)リスクがあります。
- 債務不履行に陥ったとき、またはそうなる可能性が高まったときには、信用リスクが上昇します。このような場合、当該債券の価格は値下がりし、ファンドの基準価額が下落、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- この場合には委託会社の判断で、当該債券を途中売却することがあります。その結果、ファンドに大きな売却損が発生することがあり、日経平均株価の水準に関わらず、ファンドが目標とする分配金額や償還価額を達成できない場合があります。
- ファンドの目標とする分配金額および償還価額は、2010年2月9日時点において目標としている運用成果であり、投資した円建債券の発行体の債務不履行等によっては、目標とする分配金額や一時払保険料相当額を確保する償還価額を達成できない場合があります(将来の運用成果等をお約束するものではありません)。

③ 流動性リスク

- ファンドが主要投資対象とする円建債券は、原則として信託期間中の銘柄入替を行わず、償還されるまで保有しますが、途中換金に対応するためには当該債券を一部売却する必要があります。当該債券は繰上償還時あるいは満期償還時まで保有することを前提として設計されており、一般に流通している債券と比較して流動性が低く、当該債券の一部売却の際には、期待される価格で売却できない可能性があり、ファンドの途中換金時の基準価額は売却損が発生する水準となる可能性が高く、投資元本を割り込むことがあります。

留意点

① ファンドの途中換金(年金商品としての解約時)に関する留意点

- 途中換金時には、一時払保険料相当額を確保する償還価額となる機能は適用されません。適用される換金価額は日経平均株価の下落、金利の上昇および発行体の信用状況等により日々変動するため、お客さまがすでに受け取られた収益分配金を考慮してもお客さまが払い込まれた一時払保険料相当額を下回る水準となる可能性が高いのでご注意ください。

② 特定の債券への銘柄集中に関する留意点

- ファンドは、原則として設定時に組み入れた円建債券を高位に組み入れ、満期償還まで保有することを基本とします。
- ファンドが投資する円建債券は単一銘柄であるため、複数銘柄に分散投資された投資信託に比べ、特定の債券が及ぼす基準価額への影響が強くなります。

③ 基準価額および償還価額の上限について

- ファンドは投資する債券の性質上、株価上昇時の基準価額および償還価額に上限があり、日経平均株価が大幅な上昇となった場合でも、株価上昇のメリットを十分に享受できません。

▶ 税金のお取扱いについて

ご契約時

お申込みいただいた保険料はその年の生命保険料控除の対象となります。
 ※個人年金保険料控除の対象にはなりません。一時払のため、契約初年度のみが適用となります。

積立期間

■収益分配金

収益分配金の差益は、所得税と住民税の対象となります。

年金種類	契約日から5年以内の収益分配金	契約日から5年超の収益分配金
確定年金	20%(所得税15%+住民税5%)の源泉分離課税	所得税(雑所得)+住民税

*年金種類を変更した場合、税金のお取扱いが変更になる場合があります。

■解約(収益分配型特別勘定償還時の一括受取を含む)・一部解約

契約を解約または一部解約したときの差益は所得税と住民税の対象となります。

年金種類	契約日から5年以内の解約・一部解約	契約日から5年超の解約・一部解約
確定年金	20%(所得税15%+住民税5%)の源泉分離課税	所得税(一時所得)+住民税

*年金種類を変更した場合、税金のお取扱いが変更になる場合があります。

■死亡時

死亡保険金を一括で受け取る場合

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

年金受取期間

■年金

契約内容	契約例			税金の種類	課税対象
	契約者	被保険者	受取人		
受取人が契約者自身の場合	本人	本人	本人	所得税(雑所得)+住民税	毎年の年金受取時に所得税(雑所得)と住民税が課税されます。
	本人	配偶者	本人		
受取人が契約者以外の場合	本人	配偶者	配偶者	年金開始時:贈与税 年金受取時:所得税(雑所得)+住民税	年金支払開始日に年金受給権に対して、贈与税が課税されます。また、毎年の年金受取時に所得税(雑所得)と住民税が課税されます。

税制上のお取扱いは平成22年1月末現在の税制にもとづくもので、将来変更される可能性があります。また個別のお取扱いについては税理士もしくは所轄の税務署等にご確認ください。

▶ クーリング・オフについて

この商品は、クーリング・オフ(お申込みの撤回またはご契約の解除)制度の対象です。

- お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日から、その日を含めて8日以内であれば、お申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、当社はお申込みいただいた金額を全額お返しします。
- お申込みの撤回またはご契約の解除は、書面の発信時(郵便消印日付)に効力を生じますので、上記の期間内(8日以内の消印有効)に書面により当社宛にお申出ください。
- お手続きについては、「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

▶ ご契約について

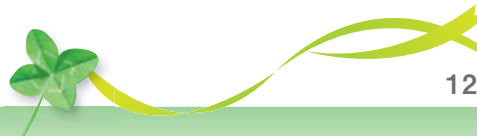
募集期間	2010年3月10日(水)～2010年3月31日(水)
特別勘定グループ名	J1004N
契約年齢(被保険者の年齢)	0歳～80歳
保険料(基本保険金額)	100万円以上3億円以下(1万円単位)
保険料払込方法	一時払のみ
年金受取人	保険契約者または被保険者
保障の責任開始日	クレディ・アグリコル生命保険株式会社がご契約をお引受けすると承諾した場合は、一時払保険料相当額を受け取った日を責任開始日とします。
収益分配金	運用期間中、原則として年2回お支払いします。
積立期間	10年間(運用期間 約5年)
解約	解約時の積立金額を払戻します。解約控除はありません。
付加できる特約	●年金支払移行特約 ●遺族年金支払特約
基本保険金額の増額	お取扱いしません。

▶ 収益分配型特別勘定について

名称	単体型J1004
参照資産	日経平均株価 *この商品において参照する日経平均株価は終値を用います。
運用期間	約5年
スタート株価	2010年4月14日(水)、4月15日(木)、4月16日(金)の3営業日間の東京証券取引所における日経平均株価終値の平均値。小数点第5位を四捨五入して小数点第4位まで算出します。
収益分配金	一時払保険料相当額(基本保険金額)に対し年2.0%(年2回)
判定日	収益分配型特別勘定の設定日の約3年後から毎年4月16日と10月16日(休日の場合は翌営業日) 2013年4月16日(火)、10月16日(水)、2014年4月16日(水)、10月16日(木)
早期償還条件	判定日における日経平均株価終値がスタート株価以上の場合、早期償還となります。
判定期間	2013年4月17日(水)～2015年3月16日(月)
ファイナル株価	2015年3月17日(火)、3月18日(水)、3月19日(木)の3営業日間の東京証券取引所における日経平均株価終値の平均値。小数点第5位を四捨五入して小数点第4位まで算出します。
償還時の積立金額が一時払保険料相当額(基本保険金額)を下回る可能性がある条件	判定期間に一度でも日経平均株価終値がスタート株価の60%以下となり満期償還した場合。償還時の積立金額はスタート株価に対するファイナル株価の割合が反映されます。

*日経平均株価についてはP8をご覧ください。

*上記スケジュールは2010年2月9日現在のものです。法令などの変更により祝休日に変更された場合は、この限りではありません。



▶ 諸費用について

この商品にかかる費用は「契約初期費用」「保険関係費用」「運用関係費用」と年金受取期間中の「年金管理費用」の合計となります。

契約初期費用	保険契約の新規成立等のために必要な費用。一時払保険料に対し 5%
保険関係費用	保険契約の維持管理等や死亡保障等をするための費用。 特別勘定の純資産総額に対し 年率0.86%
運用関係費用	特別勘定の運用に関わる費用。 *運用手法の変更や運用資産額の変動等により、将来変更される可能性があります。
信託報酬	収益分配型特別勘定が投資する投資信託の元本総額に対し 年率0.378% (税込)
その他の費用	信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の運用に関わる費用。 費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため、表示することができません。
年金管理費用	年金の支払や管理等に必要な費用。支払年金額に対し 1%

*特別勘定マネーブルCAで積立金を運用する場合、運用収益率が年率0.86%未満のときは1保険年度180日までの保険関係費用は運用収益率相当額を上限とします。

⚠️ ご注意いただきたい事柄

- 当初設定された収益分配型特別勘定が償還した場合、償還後の積立金は自動的に特別勘定マネーブルCAへ移転します。
- 当初設定された収益分配型特別勘定が償還した場合、当特別勘定グループ内に新たな単位型タイプの特別勘定が追加設定されることがあります。追加設定された単位型タイプの特別勘定へ積立金の移転を希望される場合は、移転する金額に対して2%の移転費用がかかります。
- 追加設定された単位型タイプの特別勘定に積立金の移転を行った場合の費用は、「契約初期費用」「保険関係費用」「運用関係費用」と「積立金の移転費用」の合計となります。

▶ クレディ・アグリコル・グループについて

クレディ・アグリコル・グループは、総資産約1兆7,840億ユーロ(約230兆円)^{※1}、世界70か国以上で金融サービス事業を展開する世界有数の総合金融グループです。

リテール銀行業務に強固な基盤を保持する一方で、生命保険事業に関しても、1986年にフランス初のバンカシュアランス(銀行窓口における生命保険販売)専門の生命保険会社を設立し、以来20年以上にわたりバンカシュアランスのパイオニアとしての地位を確立しています。近年ではフランス国外においても積極的にバンカシュアランス事業を展開しており、着実にそのビジネスを発展させています。

総資産 約**230兆円**^{※1}
(2008年 世界第**6位**^{※2})

世界**70**か国以上で
事業展開

設立 **1894**年

※1 数値は2008年12月31日現在
換算レート:1ユーロ=129.46円で円換算
※2 出典:The Banker July 2009
「世界の銀行 トップ1000」
2008年ランキング

【格付】

格付機関	短期	長期
ムーディーズ	P1	Aa1
スタンダード&プアーズ	A1+	AA-
フィッチ・レイティングス	F1+	AA-

*格付はクレディ・アグリコル・エス・エー(クレディ・アグリコル・グループの持株会社)に対する2010年1月末時点の格付機関による評価であり、日本におけるクレディ・アグリコル生命保険株式会社に対する評価ではありません。また、本格付は保険金等のお支払いを保証するものではありません。

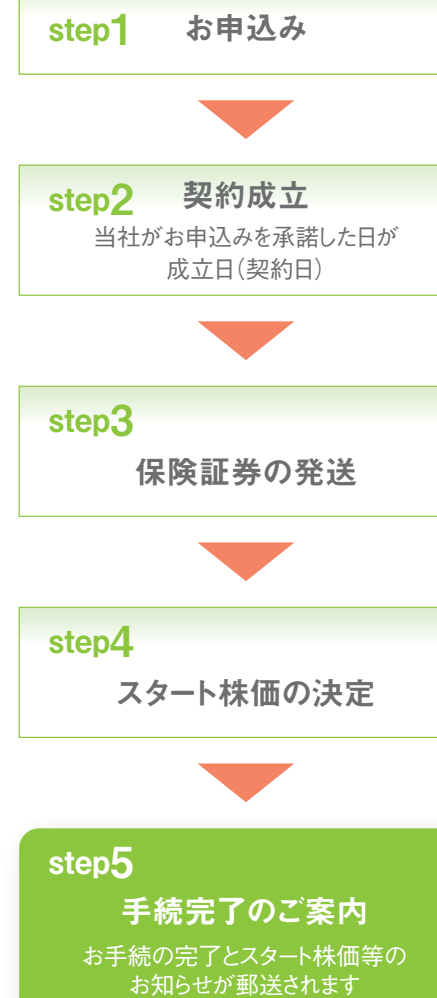
▶ クレディ・アグリコル生命について

クレディ・アグリコル・グループの日本での生命保険ビジネスを担うクレディ・アグリコル生命は、同グループの法人営業・投資銀行部門のクレディ・アグリコル銀行およびクレディ・アグリコル証券(1936年旧インドシナ銀行による横浜駐在員事務所開設)、資産運用部門のクレディ・アグリコル アセットマネジメント(1986年7月設立)と連携しながら、欧州で培ったバンカシュアランスの経験・ノウハウを最大限に活用しつつ「シンプル」、「革新的」かつ「上質」な商品やサービスを日本の皆さまに提供しています。

▶ クレディ・アグリコル生命からの情報提供とサービスについて

お申込みから手続完了までのプロセス

■ お申込みからの流れ



■ 情報提供など

ご郵送

- スタート株価等のお知らせ(手続完了のご案内)
- ご契約状況のお知らせ ●お支払金のご案内
- 収益分配型特別勘定の償還のお知らせ 等

インターネット

- インターネットによるサービス
- 当社Webサイトで積立金額のご照会、ご契約内容のご確認等ができます。

お電話

- フリーコールによるサービス 積立金額のご照会等、ご契約に関するお問合せは下記カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。



CRÉDIT AGRICOLE
LIFE INSURANCE
クレディ・アグリコル生命

カスタマー
サービスセンター

0120-60-1221

受付時間:
月～金曜日 9:00～17:00
(祝休日・年末年始の休日を除く)

年金受取までのプロセス

■ 年金受取までの流れ

収益分配型特別勘定の償還

早期償還、満期償還となった場合、収益分配型特別勘定の運用は終了します。(運用期間の満了)

特別勘定マネーブルCAへ移転

積立金は自動的に特別勘定マネーブルCAに移転します。
●早期償還、満期償還のいずれの場合も、特別勘定マネーブルCAに積立金が移転されたのち、お受取りの手続が無い場合は、年金支払開始日(ご契約後10年)まで特別勘定マネーブルCAで運用されます。

収益分配型特別勘定の償還のお知らせ

早期償還、満期償還ともにご契約者に郵送されます。

お受取り

償還後、年金受取または一括受取のお手続きを行ってください。お受取りの手続が無い場合、積立期間(10年)満了まで特別勘定マネーブルCAで運用されます。

- 年金支払開始日前に積立金をお受取りになる場合は解約となります。積立金を年金でお受取りになる場合は、年金支払移行特約を付加し、確定年金5年・10年・15年・20年・25年・30年・36年のいずれかを選択していただけます。
- 特別勘定マネーブルCAで積立金を運用する場合、運用収益率が年率0.86%未満のときは1保険年度180日までの保険関係費用は運用収益率相当額を上限としますが、それ以降は通常の保険関係費用が積立金から差し引かれます。そのため多くの場合、積立金額は減少しますので、ご注意ください。